

令和8年度瑞穂学園いじめ防止基本方針（月岡小学校版）

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。

また、いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響が及ぼす行為であることから、いじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながら傍観したりすることがないように、全ての児童がいじめが決して許されない行為であることを十分に理解し、実践できるようにする。

加えて、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを共有し、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、いじめの背景にも目を向け、いじめ問題の克服に取り組む。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条

この法律において「いじめ」とは児童等に対して、当該児童などが在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童などが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

新潟県いじめ等の対策に関する条例 第2条2項

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

※いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ防止基本方針第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等該当児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

※好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」ということばを使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能。

※蓋然性とは、おそらくそうだろう、といった推測の度合いのこと。

具体的ないじめの態様

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間外れ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話などで誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取るべきことが必要である。

3 いじめ防止のための手立て

いじめ防止学習プログラムに基づく年間予定

- ①学校教育活動の全般をピースメソッドの視点で位置付け、年間の活動を通して、児童にいじめ防止のための基本的な資質を育成するよう活動を組み立てる。また下の表の活動の中に、A視点「いじめ防止」、B視点「絆を深める」、C視点「人間関係の円滑化を図る」を設け、個々の活動を計画する。
- A 視点：規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくり（規範意識・居場所づくり）
- B 視点：いじめ問題を児童自身が自分たちの問題として受け止め、主体的に考え、行動できる働き掛け（絆づくり）
- C 視点：お互いに認め合える人間関係を築く取組の推進（人間関係の円滑化）
- ②いじめ未然防止のために、「規律」「学力」「自己有用感」をキーワードとして、日々の学校生活の改善、分かる授業づくり、学習規律、言語環境の改善、社会体験・交流体験等に取り組む。これらを通じて、意欲的に授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、他から認められているという実感をもつ児童を育てる。また、小中一貫教育という視点から中学校との連携を重視する。

月	活 動 予 定
4月	入学式 地区子ども会 前期つくしなかよしG顔合わせ会 一年生を迎える会 子どもを語る会①
5月	運動会 三条市生活アンケート
6月	いじめ見逃しゼロ強調月間 小中連携挨拶運動① 修学旅行 学校生活アンケート いじめアンケート つくしホットタイム（教育相談）
7月	地区子ども会 自然体験教室
8月	
9月	小中連携挨拶運動②
10月	持久走大会
11月	いじめ見逃しゼロスクール集会・部活動体験 個別懇談会 子どもを語る会②
12月	いじめアンケート つくしホットタイム 校内ウォークラリー 地区子ども会
1月	
2月	いじめアンケート 六年生を送る会
3月	地区子ども会 卒業式

4 いじめ問題に関する対応・措置

学校は教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめ行為に向かわせないための未然防止の取組として、児童が自主的にいじめ問題について考え、議論

すること等のいじめ防止に資する活動に取り組む。

未然防止の基本は、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、一人一人が活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっていく。

さらに、教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

- ・社会性の育成…小中一貫教育の基本的な考え方に基づく小小・小中交流活動、異学年交流活動、地域連携活動、いじめ見逃しゼロ運動、いじめ見逃しゼロスクール集会、SSTの実施
- ・自治能力の育成…児童会活動、町内活動での自主的計画・運営活動
- ・学級づくり…SGEを取り入れた特別活動、行事を通してのグループ活動の充実（振り返り活動）、学校生活アンケートを活用した学級経営の充実
- ・分かる授業づくり…関わり合いのある授業、授業のユニバーサルデザイン化、授業規律の明確化
- ・道徳教育…体験的活動による豊かな感性の醸成、自己有用感と命を大切にすることの育成

(2) 早期発見

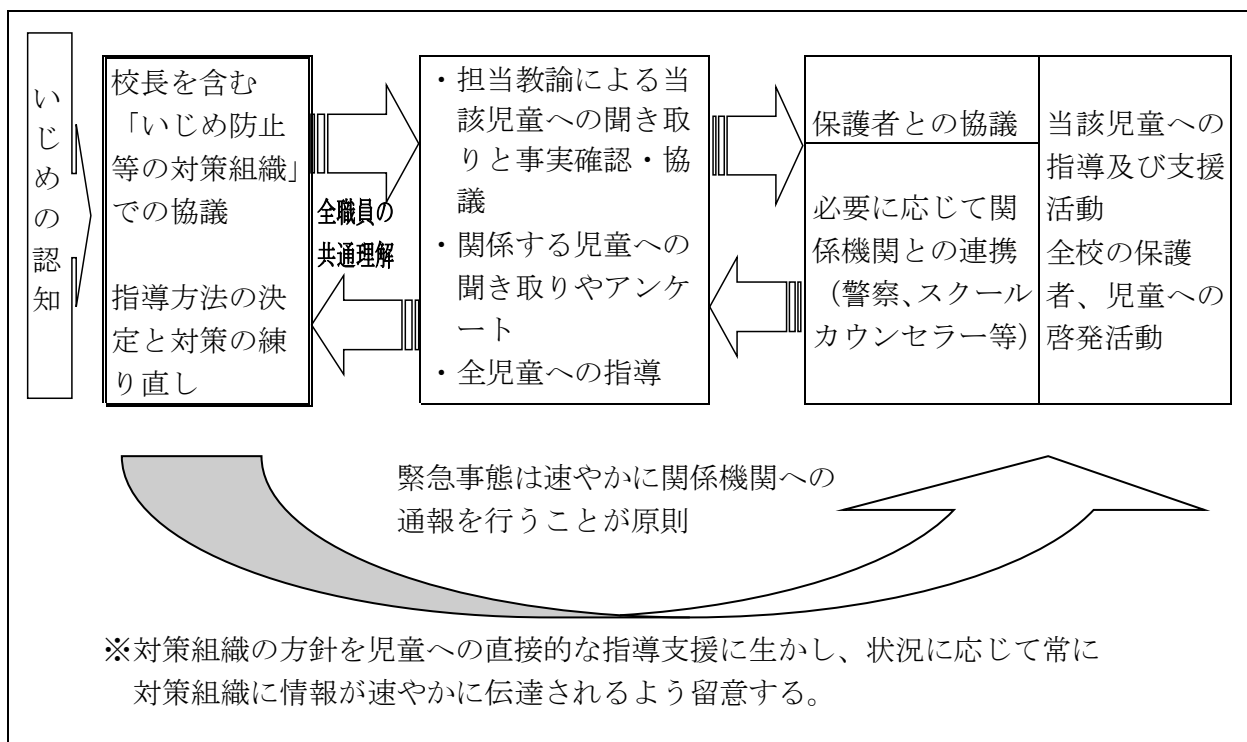
いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。このことを教職員は認識し、ささいな兆候と思われる場合であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する必要がある。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

アンケート調査は、児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、児童からの相談に対しては、迅速に対応することを徹底する。

- ・いじめ実態調査…いじめアンケートの実施
- ・児童の実態把握…子どもを語る会（年3回）、木曜終会時における情報交換の実施
- ・教育相談…定期・適宜教育相談会の実施、つくしホットタイムの実施
- ・学校生活アンケート…児童を対象に学校生活に関する情報収集
- ・カウンセリング…小学校派遣カウンセラー、適応指導教室臨床心理士
- ・児童会の活動…児童会の自主的活動の推進、いじめゼロ宣言の作成

(3) いじめ認知後の措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた児童を守り通すとともに、いじめた児童等に対してはその人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、可及的速やかに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、誠実かつ丁寧に取り組む。



(4) いじめへの対処

いじめは、謝罪をもって安易に解消しようとはせず、少なくとも次の2つの要因が満たされていることを慎重に見極める。

- ① いじめに係る行為が止んでいること (期間は3か月を目安とする)
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

* また、これらの要件が満たされていても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。
さらに解消の状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、当該いじめのいじめを受けた児童及びいじめを行った児童については、日常的に注意深く観察する。

5 いじめ防止等のための組織について

(1) 名称 「月岡小学校いじめ防止推進会議」

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、当該学年主任、当該学級担任

※必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者、などの外部専門家等が参画し、総合的な解決を図ることを目的とした組織とする。

(3) 組織の具体的な役割

- ・いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの早期発見のためのいじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には、緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

①いじめにより当校に在籍する児童等の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。

＜状況の例＞

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重要な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより当校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合。

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には上記目安にかかわらず、重大事態と捉えるものとする。

③その他の場合、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。

(2) 重大事態の調査

重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告するとともに、迅速に初期対応にあたる。調査にあたっては、以下の事項に留意しながら、教育委員会の調査組織と連携して調査を行う。

- ①重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、どのように対応したかなど、上記事項について客観的な事実関係を可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
- ②児童の聞き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先して調査を行う。
- ③質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることを、児童やその保護者に説明する等の措置をとる。
- ④いじめを受けた児童からの聞き取りが可能な場合は、当該児童の心情を十分に配慮しながら、丁寧に聞き取りを行うとともに、心のケアを徹底する。
- ⑤いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合（当該児童の死亡や入院）は、当該児童の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議をし、適切な方法で調査する。

(3) 調査結果の提供と報告

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で、経過報告をするよう努める。

これらの情報の提供に当たっては、学校は他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(4) いじめを受けた児童及びその保護者への対応

重大事態に係るいじめを受けた児童は心身ともに大きな傷を負っている可能性が強いことから、当該児童の心のケアと身体の安全確保を最優先事項として、次のような対応や支援を行う。

- ①教員やスクールカウンセラー等によって心情に寄り添う相談活動を継続的に行い、常に意向を確認しながら、解決方法について共に検討する。
- ②聞き取りで得られた情報をもとに、安心できる学習・生活環境を確保する。
- ③必要に応じて、保護者の了解のもとに、医療機関や警察と連携を図る。また、当該児童の保護者へは次のような対応や支援を行う。

ア 学校管理下の有無を問わず、いじめの実態把握に全校体勢で努め、対処について最善

を尽くすことを伝える。

イ いじめの事実や当該児童の心身の状況、対処方法について具体的な内容を説明する。

ウ 丁寧に協議を繰り返し、意向を尊重しながら、望ましい解決方法を共有する。

エ 保護者自身の不安をできる限り解消するためにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とのカウンセリングの機会を設定する。

(5) いじめを行った児童及び保護者への対応

いじめを行った児童に対しては人格の成長を旨として次のような対応を行う。

①決して許されない行為であることを十分に認識させ、繰り返さないように指導する。

②いじめを受けた児童の立場に身を置き、相手の痛みを推測させ行為の重大さを実感させる。

③再発防止を自ら誓うことができるよう指導する。

④保護者に対してはいじめに係る事実を丁寧に説明し、行為の重大さを当該児童と共に認させるとともに、解決への協力を求める。

⑤いじめを行った背景を注視し、当該児童の心の安定のため、関係機関と連携して支援を行う。

7 その他の学校の取組

(1) いじめ防止等に関わる職員研修を定期的に行う。

(2) いじめ防止等のため、学校運営協議会、PTA、自治会、月岡小学校区青少年育成会等と連携していじめ防止等のための取組を強化する。

(3) 警察等の関係機関と連携し、いじめ防止等に係る取組を強化する。

(4) いじめ防止等に係る上記の取組について「いじめ防止推進会議」において、PDCAサイクルによる取組の評価と改善策を毎年実施する。

(5) 瑞穂学園小中一貫教育推進協議会・部会を活用し、学区での取組の評価と改善を図る。